

亀山市立医療センター病室テレビシステム等設置・運営事業仕様書

1 事業名

「亀山市立医療センター病室テレビシステム等設置・運営事業」（以下「病室テレビシステム等設置・運営事業」という。）

2 概要

この仕様書は、亀山市立医療センター（以下「当院」という。）において病室テレビシステム等設置・運営事業を行うに当たって、製品の形状、サービスの条件及び費用負担のあり方などの基本的な事項を定めるものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3 事業内容

（1）業務内容

事業者は当院の指定する病室及び透析室において、患者が利用料金を負担することにより視聴できるテレビ及び床頭台等（以下「設置備品」という。）を設置及び管理する業務並びにそれに付随する各種業務

（2）事業実施場所

亀山市立医療センター（三重県亀山市亀田町466番地1）

4 履行期間

契約の日から令和14年11月30日まで。ただし、契約の日から令和6年11月30日までは準備期間とする。

なお、使用貸借契約は契約期間満了をもって終了し、自動更新はしないものとする。

5 貸付場所

業務実施場所として設置備品の設置場所を貸出す予定であるが、具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議によるものとする。

6 貸付条件

（1）貸付条件は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づくものとする。

ただし、使用料については無料とし、その他定めのない事項については、原則として当

院及び事業者双方協議のうえ決定する。

(2) 使用場所の改修及び原状回復に係る経費及び業務上必要となる物品類は、事業者の負担において準備すること。

7 契約条件

(1) 事業の実施体制

ア 対象病床数は一般病床85床、透析室23床とし、遅滞なく安定したサービスを提供できる体制を構築すること。

イ 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等を当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。

ウ サービス提供開始に当っては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。

(2) 事業運営体制の十分な確保

事業者の職員は、月1回（病室テレビシステム等設置・運営事業導入当初は、月2回程度）程度、定期的に当院を訪問し、事業運営に問題がないかどうか確認すること。

その際、当該職員は、事業運営の知識を有し、病室テレビシステム等設置・運営事業に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な担当者が訪問すること。

(3) 販売実績の報告

毎月末日に締め、翌月10日までに前月分の販売実績を報告すること。なお、事業者は当該報告内容の公表について同意するものとする。

(4) 利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者から問合せや苦情に対し、当院の病院事業運営に影響を与えることがないよう誠意を持って対応すること。

また、病院事業運営上重大な内容については、当院へその内容を報告すること。

(5) その他

ア 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。

イ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難しい事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

8 設置備品内容及び業務内容の詳細

(1) 設置備品について

入院患者が簡単に操作でき、かつ安全性を最大限に考えた機器の設置を行うこと。また、医療行為の妨げになることの無いよう、その機器の使用や形状を十分に考慮すること。

(2) 保守管理体制

機械故障時の体制は、平日、休日及び夜間を問わないこと。

(3) 設置備品の内容

設置備品については、下記のとおり用意設置すること。中古品を設置する場合は、契約期間満了までの使用に耐えうる必要があるため、事前に当院の確認を受けること。なお、病床数に変更が生じた場合は、随時対応すること。

ア 液晶テレビ

- ・病室用 液晶テレビ（国産メーカー）19インチ以上 85台
- ・透析室用 液晶テレビ（国産メーカー）13インチ以上 23台
 - アーム : 23台
 - カウンター取付金具 : 19台
 - スタンド式 : 4台
- ・透析用テレビはカード又は回数券（以下「カード等」と言う。）を使用した課金タイマーによる有料視聴とすること。
- ・国産メーカーで地上デジタル・BS・CSチューナーを内蔵していること。
- ・病室用テレビは落下や盗難などがないように床頭台の背板部に取付け上下・左右に角度調整ができること。
- ・イヤホンの挿し口がテレビ正面にあること。
- ・ワイヤレスリモコンを付属していること。
- ・他のリモコンで誤作動しないようにすること。
- ・テレビ、リモコン及びリモコン用の電池は予備品を院内に用意すること。

イ タイマー 病室用 85台 透析室用 23台

- ・国内メーカー製であること。
- ・課金し、使用していることが分かるようにすること。
- ・個室用については冷蔵庫無料設定ができるようにしておくこと。

ウ 木製床頭台 85台（冷蔵庫付用15台、冷蔵庫なし用70台）

- ・国内メーカー製であること。
- ・外形寸法はW550～580mm×D520～550mm×H1250mmまでとする。（病室に天吊りロッカーがあるため）
- ・冷蔵庫なし用は、おむつ入れとして使用できるようにしておくこと。
- ・両側にタオルハンガーを設けること。
- ・角は丸み加工を施す等利用者の安全を考慮したものとする。
- ・キャスターのロック及び解除は、全輪とも足元もしくは手元で一括操作ができること。安全に移動することができるようにすること。
- ・シックハウス対策（VOC）済みで、床頭台外面は抗菌S I A Aオレフィンシート加工（耐熱性・耐水性・耐久性に優れていること）してあること。院内感染防止対策も取られていること。

- ・耐震性に優れていること。

エ セフティボックス 85台

- ・施錠できる引き出し収納を備えること。
- ・閉め忘れ防止機能がついていること。
- ・サイズはW180mm×D285mm×H130程度の大きさとする。

オ 販売機（1台）精算機（1台）

- ・縦長であり場所をとらないこと。
- ・車椅子患者にも利用しやすい低床型とすること。
- ・防犯上十分な対策と転倒防止等の安全性を有すること。
- ・カード方式を採用した場合は、販売機及び精算機を1階透析室に各1台設置すること。
- ・回数券方式を採用した場合は、販売機を1階透析室に1台設置すること。

カ 冷蔵庫 15台

- ・容量は22リットル以上のもので床頭台下部に収納できるものとする。
- ・冷却機能はペルチェ方式で稼働音は15db以下であること。
- ・患者利用しやすい引き出し式もしくは扉式であること。
- ・閉め忘れ防止機能がついていること。
- ・前面パネル部分は抗菌仕様であること。

(4) 視聴料金体系

- ・病室用テレビの利用料金体系は日額方式とする。
- ・病室用テレビの利用料は1日（24時間）あたり500円（税込）以下とする。
- ・透析用テレビはカード等を用いた利用料金体系とする。
- ・カード等は1枚1,000円で販売すること。
- ・テレビは1,000円で1,000分以上視聴できるようにすること。
- ・日額方式の運営は専用システムを構築し、申し込みから退院までの管理を事業者が行うこと。
- ・日額方式について、事業者は利用者個人とサービス利用契約を締結し、利用者に対して利用料金の請求及び回収を行うこと。なお、利用料金に未収金が発生した場合についても、事業者が適正に対応すること。
- ・利用に関する案内パンフレット等は事業者で用意すること。

(5) 保守管理業務

ア カード方式を採用した場合は、カード販売機へのカード補充、カード精算機の現金補充を確実にし、カード切れや現金切れを生じないようにすること。

イ 回数券方式を採用した場合は、販売機への回数券の補充を確実にし、回数券切れが生じないようにすること。

ウ 設置備品を常時正常な状態に保ち、十分機能が働く状態で維持するために、保守点

検を行うこと。

エ 機器の故障などトラブル発生時には、速やかに対応すること。

オ 設置備品の故障や修理時には、代替機を用意すること。

カ テレビのリモコンやセフティボックスのキーを紛失した場合は、事業者の負担で速やかに当院へ補充すること。

キ 機器の盗難や破損を発見した際には、速やかに当院へ報告すること。

(6) 業務遂行上の負担区分

ア 機器の利用における電気料金は当院の負担とする。

イ 病室及び透析室のテレビに関するNHKの受信料はNHK受信規約に基づき事業者が責任を持って契約負担すること。

ウ 設置備品の搬入、設置、調整、工事、視聴料等に係る費用は事業者の負担とする。また、既存の設置物品の搬出、廃棄費用は既存の設置業者の負担とする。

エ 備品設置後の消耗品の取替え及び修繕等に係る費用の一切については、事業者の負担とする。

(7) 維持管理

設置備品の維持管理については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、設置備品全てにわたって不慮の事故による故障や破損時には、病院・患者に迷惑がかかることのないよう事業者は責任を持って速やかに対応すること。

9 その他

設備備品の詳細については、必ず事前に確認すること。事業者が決定した後、機器の色調や寸法、強度や設置場所などの条件について再度調整を図ること。

担当部署：亀山市立医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ

電話番号 0595-83-0990